

「4 納骨堂」の新旧対照表

新	旧
<p>4 納骨堂</p> <p>墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第6項に規定する納骨堂で、申請内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市街化区域に適地がない等の理由により、市街化調整区域の立地がやむを得ないと認められるものであること。 2 申請者は、宗教法人又は公益法人とする。 3 納骨堂の立地については、市の都市計画を勘案し支障がないものであり、かつ、環境衛生上の観点等からも支障がないものとして、市長の同意が得られるものであること。 4 周辺住民及び隣接土地所有者と十分な協議が行われたものであること。 5 環境対策としての外周部緑化については、幅員3メートル以上の緑地が適正に配置されていること。 6 開発計画は、墓地計画標準及び船橋市墓地の経営の許可等に関する条例（平成31年船橋市条例第59号）に整合しているものであること。 7 予定建築物等の敷地は、原則として6.5メートル以上の国、県道等に接していること。 8 敷地面積はおおむね3,000平方メートル以上であって、車両の出入りが容易であり、かつ、通過車両に支障を与えない形状であること。 9 敷地面積の30パーセント以上が駐車場であること。 10 （削除） <p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 市街化調整区域を中心とした地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連したものとして、寺院が既存の墓地等において改葬のために建設する小規模な納骨堂については、提案基準3「社寺仏閣等の建築」に該当するものとして取扱う。 二 都市計画部局及び環境部局と密接な連携を図り、墓園に関する都市計画との整合、地域特性等について十分配慮するなど適正に取扱うこと。 三 「都市計画を勘案し支障がないもの」とは、申請に係る土地が将来の計画的な土地利用、公共施設の整備等を進めるうえで支障がないものであること。 四 「環境衛生上の観点等からも支障がないもの」とは、申請に係る事業計画の内容が将来の納骨堂の需要を勘案し適正な規模と判断し得るものであり、かつ、開発区域周辺の土地利用に支障がないものであること。 五 「周辺住民」とは、敷地境界から150メートルの範囲内に居住する者をいう。 六 「隣接土地所有者」とは、敷地境界に隣接する土地所有者をいう。 七 「十分な協議」とは、周辺住民の全世帯及び隣接土地所有者に対して計画内容を十分に説明し、これらの者の相当数の同意が得られていること。 八 「墓地計画標準」に整合しているものとは、開発計画が昭和34年5月11日付け旧建設省通達の第2計画第1項「配置」第1号、第5号及び第6号並びに第3項「境域」各号並びに第三「設計」第3項「園路」第1号及び第4項「修景」各号に該当しているもの、また、「船 	<p>4 納骨堂</p> <p>墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第6項に規定する納骨堂で、次の事項のすべてに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該市街化区域に適地がない等の理由により、市街化調整区域への立地がやむを得ないと認められるものであること。 2 申請者は、宗教法人又は公益法人とする。 3 納骨堂の立地については、市の土地利用計画等を勘案し支障がないものであり、かつ、環境衛生上の観点等からも支障がないものとして、市長の同意が得られるものであること。 4 周辺住民及び隣接土地所有者と十分な協議が行われたものであること。 5 環境対策としての外周部緑化については、幅員3メートル以上の残置森林又は造成森林が適正に配置されていること。 6 開発計画は、墓地計画標準及び船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成31年船橋市条例第59号）に整合しているものであること。 7 予定建築物等の敷地は、原則として6.5メートル以上の国、県道等に接していること。 8 敷地面積はおおむね3,000平方メートル以上であって、車両の出入りが容易であり、かつ、通過車両に支障を与えない形状であること。 9 敷地面積のおおむね30パーセント以上が駐車場であること。 10 関係法令等に適合していること。 <p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 市街化調整区域を中心とした地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連したものとして、寺院が既存の墓地等において改葬のために建設する小規模な納骨堂については、船橋市開発審査会提案基準3の社寺仏閣に該当するものとして取扱う。 二 開発同意に際しては、本取り扱い基準に適合することはもちろんのこと、都市計画部局及び環境部局と密接な連携を図り、墓園に関する都市計画との整合、地域特性等について十分配慮するなど適正に取扱うこと。 三 「土地利用計画等を勘案し支障がないもの」とは、申請に係る土地が将来の計画的な土地利用、公共施設の整備等を進めるうえで支障がないものであること。 四 「環境衛生上の観点等からも支障がないもの」とは、申請に係る事業計画の内容が将来の墓地需要を勘案し適正な規模と判断し得るものであり、かつ、開発区域周辺の土地利用に支障がないものであること。 五 「周辺住民」とは、敷地境界からおおむね150メートルの範囲内に居住する者をいう。 六 「隣接土地所有者」とは、敷地境界に隣接する土地所有者をいう。 七 「十分な協議」とは、周辺住民の全世帯及び隣接土地所有者に対して計画内容を十分に説明し、これらのものの相当数の同意が得られていること。 八 「墓地計画標準」に整合しているものとは、開発計画が昭和34年5月11日付け旧建設省通達の第2計画第1項「配置」第1号、第5号及び第6号並びに第3項「境域」各号並びに第三「設計」第3項「園路」第1号及び第4項「修景」各号に該当しているもの、また、「船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例」に整合しているとは、

橋市墓地等の経営の許可等に関する条例」に整合しているとは、同条例第12条「納骨堂の環境基準」及び第13条「納骨堂の施設基準」を満たしているものであること。

九 その他

ア 納骨堂に付帯して設置される管理運営上必要なものとしては、事務室、休憩室及び花販売所としその規模は必要最小限度とする。

イ 開発行為等の許可申請書は、墓地、埋葬等に関する法律の規定に基づき協議が整った後に受理すること。

ウ 納骨堂に墓地を併設する場合においても、納骨堂の部分についてはこの提案基準を適用するものとする。

十 「国、県道等」とは、国、県道と同等以上に整備されている市道を含む。

十一 「6.5メートル以上の国・県道等に接している」とは、当該建築物及び工作物の敷地が接する道路部分が、所定の幅員を満たすのはもちろんのこと、主要な道路（国、県道等で有効に交通が分散できるもの）に至るまでの区間について所定の幅員を確保されていることをいうものとする。

十二 8の「おおむね」とは10パーセントを限度とする。

十三 既存の当該施設の増改築等において、既存の当該施設の敷地内で行う「建築行為」で建替え後の建築物の延べ面積が既存の建築物の延べ面積の1.5倍以下であるものについては、許可を要しない。ただし、留意事項一における小規模の納骨堂に関しては、「提案基準3 社寺仏閣等の建築」の基準に準ずる。

(平成31年4月1日・改正)

(令和2年4月1日一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この基準4は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準4は、令和2年4月1日から施行する。

同条例第12条「納骨堂の環境基準」及び第13条「納骨堂の施設基準」を満たしているものであること。

九 その他

ア 納骨堂に付帯して設置される管理運営上必要なものとしては、事務室、休憩室及び花販売所としその規模は必要最小限度とする。

イ 開発行為等の許可申請書は、墓地、埋葬等に関する法律との協議が整った後に受理すること。

ウ 納骨堂に墓地を併設する場合においても、納骨堂の部分についてはこの取り扱いを適用するものとする。

十 「国、県道等」とは、国、県道と同等以上に整備されている市道を含む。

十一 「6.5メートル以上の国・県道等に接している」とは、当該建築物及び工作物の敷地が接する道路部分が、所定の幅員を満たすのはもちろんのこと、主要な道路（国、県道等で有効に交通が分散できるもの）に至るまでの区間について所定の幅員を確保されていることをいうものとする。

(平成31年4月1日・改正)

附 則

(施行期日)

1 この基準4は、平成31年4月1日から施行する